

令和4年度
Uスマート推進協議会
新規プロジェクト公募要項

令和4年4月【改訂】
Uスマート推進協議会

目次

1	事業概要	1
(1)	背景・目的	1
(2)	実施スキーム	1
(3)	実施期間	1
(4)	Uスマート推進協議会交付金	2
(5)	Uスマート推進協議会への入会	2
2	募集内容等	2
(1)	募集テーマ（分野）	2
(2)	公募スケジュール	4
3	応募要件	5
4	質問及び回答	5
(1)	質問書の提出	5
(2)	回答	5
5	応募書類	6
(1)	事前登録書の提出	6
(2)	企画提案書等の提出	6
6	企画提案書の評価基準	7
7	企画提案審査会	7
(1)	審査会の構成	7
(2)	一次審査（書類審査）の実施	7
(3)	二次審査（プレゼンテーション）の実施	8
(4)	結果の通知	8
(5)	採択後の手続き	8
8	その他の留意事項	8
(1)	公募関係	8
(2)	プロジェクト関係	9
9	連絡先	9

1 事業概要

(1) 背景・目的

Uスマート推進協議会では、まちづくりの様々な問題を解決していきながら持続的に発展していくため、あらゆる分野において先進技術をいち早く取り入れ、子どもから高齢者まで誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができるまち「スーパースマートシティ」を目指し、官民連携による様々な取組を推進しています。

この「スーパースマートシティ」の実現に向けた取り組みを加速するため、さらに幅広く実装可能性のある技術の実証実験を行っていきたいと考えております。

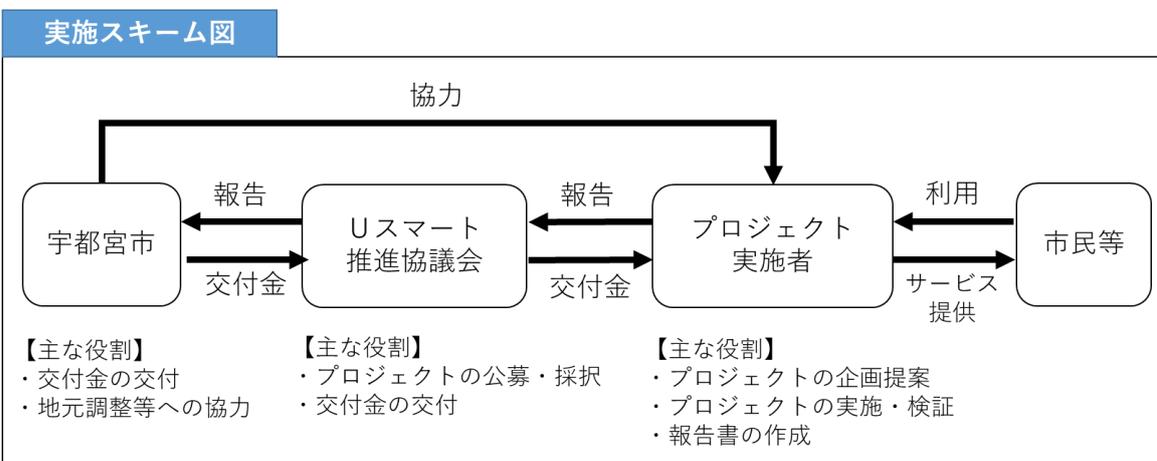
是非、宇都宮市をフィールドとしたチャレンジングな実証実験をご提案ください。

(2) 実施スキーム

今回の公募は、宇都宮市からUスマート推進協議会に交付される予定の交付金を活用し、支援を行う実証実験を募集するものです。提案が採択された応募者は、交付金に基づく支援を受けながら、実証実験を企画・実施・検証します。

応募者は、本公募要項の内容を踏まえ、具体的な実証実験の内容を検討し、社会実装も見据えた効果的な実施体制を構築した上で企画提案書を作成し、応募してください。

また、必要に応じて、協議会事務局（以下「事務局」という。）と宇都宮市が連携し、地元との調整等に協力することも可能です。



(3) 実施期間

各プロジェクトの実証実験は、令和5年3月上旬までに完了させてください。

また、交付金による支援は原則単年度となりますが、複数年にわたって実証が必要な取組を提案する場合は、実証実験の全体像とその中で令和4年度に実施する実証実験を提案してください。ただし、2年目以降の実証実験について交付金の支援を確約するものではなく、令和5年度以降の予算措置の状況や、支援の必要性等を加味して個別に協議の上決定することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

(4) Uスマート推進協議会交付金

協議会が各プロジェクトに交付する交付金の支援額は、「総事業費の1/2 かつ1,000万円（事業費（税込）ベースで2,000万円）」を上限に、事業内容や事業経費の内訳を踏まえて個別に判断します。なお、交付金の交付は、宇都宮市の令和4年度予算の成立が前提となりますので、あらかじめご承知おきください。

【参考：交付金の対象経費の考え方】

■事業に直接要する費用が対象となりますが、以下のものは対象から除きます。

- ① 最終的な権利や利益等が事業者に帰属するもの
 - ・ 具体的には、協議会構成団体に所有権、知的財産権などが帰属するものに係る経費や自社調達又は100%子会社等から調達を行う場合の調達価格に含まれる利益相当額など
 - ・ なお、上記に該当する場合であっても、実証実験の実施に必要な場合など具体的な理由によって対象経費と認める場合があります。
- ② 経済合理性を欠いた支出であるもの
 - ・ 経済合理性を欠いた高額取引により生じた経費や、選定理由を欠く随意契約等により生じた経費など

■プロジェクトにおいて新たに利潤等が生じる場合は、対象経費の調整や交付金の支援割合等に応じた収入の協議会への繰入等を求める場合があります。

(5) Uスマート推進協議会への入会

提案が採択された場合は、プロジェクトの代表団体及び希望するその他の参画団体は、Uスマート推進協議会へ入会していただきます。

協議会の概要については、別紙をご覧ください。

2 募集内容等

(1) 募集テーマ（分野）

以下の3つのテーマ（分野）に関する実証実験であって、先進技術や様々なデータの利活用・連携等により、宇都宮市の地域課題の解決に資するものを募集します。すでに商品化され、社会実装が進んでいる技術等のみの提案は対象外となります。また、すでに実証実験を進めている「エネルギーマネジメント」（災害時の電力確保など）や「ホスピタリティ」（来訪者の飲食店等への回遊促進など）に係る提案も対象外となります。

宇都宮市における地域課題については、下記の記載を参考とするほか、「宇都宮市第6次宇都宮市総合計画」（※）に記載のある「概ね10年後のあるべき姿」や「実現に向けた課題の総括」等をご覧くださいとともに、新型コロナウイルス感染症への対応など直近の社会情勢等を踏まえた提案を作成してください。

※<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/sougoukeikaku/1012906.html>

テーマ（分野）	本市が把握している地域課題（※）
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害発生状況等の迅速な把握と対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 円滑な災害対応のため、災害被害情報等を一元管理するシステムの導入や一部河川への監視カメラ・水位計の導入準備等を行っているが、災害発生状況に係る情報収集の多くは主に職員が担っており、限られた人材・予算の中でより効率的・効果的な情報収集に資する取組が求められている。 ・ 的確な消防活動や災害対応の実現に向けて、災害情報収集ドローンの配備等を行っているが、様々なロボット、ウェアラブル端末などの開発が進む中で、それらを活用した消防・災害対応の高度化や隊員の安全確保に資する取組が求められている。 ■ 火災予防の推進や救急搬送の円滑化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅火災の予防の推進に向けて、住宅用火災報知器の設置・更新の推進や消防訓練の実施等に取り組んでいるが、住宅火災の死者に占める高齢者の割合の増加やコロナ禍における消防訓練の延期・中止等の課題がある中で、効果的な住宅火災の予防に資する取組が求められている。 ・ 円滑な救急搬送の実現に向けて、救急車の適正利用の啓発や救急隊から医療機関への一斉照会システムの活用などに取り組んでいるが、救急出動件数の増加傾向が続く中で、救急搬送の更なる円滑化に資する取組が求められている。 ■ 安全・安心なインフラの維持管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路や上下水道等のインフラの効率的・効果的な維持管理に向けて、道路の破損等に関する市民通報システムの導入等に取り組んでいるが、破損状況の確認の自動化や将来予測等に係る技術の開発が進む中で、限られた人員・予算の中でより効率的・効果的なインフラの維持管理に資する取組が求められている。 ■ 空き家・空き地の迅速な実態把握や活用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理不全な空き家等の発生抑制や解消に向けて、水道栓位置情報を活用した空き家の調査に取り組んでいるが、空き地については外観上他の種別との区別が困難等の要因により効果的な調査手法が確立していない中で、効率的・効果的な空き家・空き地の調査手法の確立や調査結果を関連データや空き家・空き地活用バンクなどの施策と結び付けた空き家・空き地

	の活用促進に資する取組が求められている。
経済	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者の生産性向上や熟練労働者の技術継承 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の生産性向上に向けて、事業者に対する ICT 等の導入支援や、農業分野では、収量や品質向上のための ICT 環境測定機器を活用した栽培技術の普及などに取り組んでいるが、更なる高効率生産を実現する AI やロボット技術等の導入にあたっては、高額な初期投資に見合う導入効果の見える化などの課題を解決しながら、企業の実態や経営規模等に合わせた最適な技術やサービスの提供が求められている。 ・ 生産年齢人口の減少に伴い、引退する熟練労働者の持つ技術・ノウハウの継承が課題となる中で、先進的な機器やサービスの活用による現役世代への円滑な技術継承に資する取組が求められている。
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童生徒の深い学びの実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の影響等により、学校における授業や学校行事等、様々な教育活動の実施が制限・縮小を余儀なくされており、今後も、教育活動の実施の可否や実施方法に係る検討が続くことが想定される状況において、児童生徒の一人一台端末の活用等による児童生徒の深い学びの実現に資する取組が求められている。 ■ 歴史文化資源に関する興味喚起・回遊促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市においては歴史文化に関する資源が各地域に点在しており、各地域に所在する歴史文化資源や展示施設への興味を喚起し回遊を促す取組が求められていることから、先進技術を活用した、利用者への効果的な情報発信や回遊の促進に資する新たな取組が求められている。

※ 募集対象を上記の地域課題に応じたものに限定するものではありません。提案者の創意工夫を活かした多様な内容のプロジェクトが審査の対象となります。

(2) 公募スケジュール

内容	日時
公募の開始	令和4年2月16日（水）
質問書の提出期限	令和4年3月11日（金） 15時
質問書に対する回答（HP掲載）	令和4年3月18日（金）頃
事前登録書の提出期限	令和4年3月31日（木） 15時
企画提案書等の提出期限	令和4年4月11日（月） 15時

一次審査（書類審査）	令和4年4月中
二次審査（プレゼンテーション）	令和4年5月12日（木）、16日（月）、 18日（水）（※）
採択プロジェクトの決定	令和4年5月末頃

※ 二次審査の具体的な日時は、一次審査通過者に個別にご連絡いたします。

3 応募要件

本公募に応募する者は、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・ 宇都宮市入札参加停止等措置要領の措置基準に基づく入札参加停止期間又は入札参加保留中ではないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- ・ プロジェクト実施者が本市の市民税等を滞納していないこと。

4 質問及び回答

(1) 質問書の提出

① 提出書類

「質問書」（様式第1号）※wordファイルを使用

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名（題名）は、「【Uスマート公募質問書】事業者名」としてください。送信エラー等のトラブルを防止するため、メール送信後、必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は、本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和4年3月11日（金）15時

(2) 回答

全ての質問書に関する回答は、公平を期すため、令和4年3月18日（金）を目途に、協議会ホームページ（宇都宮市ホームページ内）において、質問者の団体名等を伏せた形で行います。

5 応募書類

(1) 事前登録書の提出

本事業への応募を希望される方は、必ず事前登録書を提出してください。

① 提出書類

「事前登録書」（様式第2号）※powerpoint ファイルを使用

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名（題名）は、「【Uスマート公募事前登録書】事業者名」として下さい。送信エラー等のトラブルを防止するため、メール送信後、必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は、本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和4年3月31日（木）15時

④ その他

事前登録書の提出後、企画提案書の提出を見送ることは可能です。また、事前登録書の内容について、企画提案書の提出段階で変更しても差し支えありません。

(2) 企画提案書等の提出

審査は、企画提案書の内容を基に行います。

① 提出書類

「企画提案書」（様式第3号）※powerpoint ファイルを使用

「事業費積算内訳書」（様式第4号）※excel ファイルを使用

「応募者（代表団体）の概要を示す書類」（会社パンフレット等、様式任意）

② 提出方法

電子メールにて提出してください。メールの件名（題名）は、「【Uスマート公募企画提案書】事業者名」として下さい。送信エラー等のトラブルを防止するため、メール送信後、必ずメールを送信した旨の電話連絡をお願いします。

提出先のメールアドレス及び電話番号は、本資料「9 連絡先」のとおりです。

③ 提出期限

令和4年4月11日（月）15時

④ その他

提出期限を過ぎて提出された企画提案書については、原則、無効とします。また、提出期限後の企画提案書の差し替え等はできません。

6 企画提案書の評価基準

企画提案書の評価に当たっては、以下の評価基準に基づき、総合的に実施します。

項目	基準
先進性	・先進技術や様々なデータ（本プロジェクトで収集するデータ以外を含む）の利活用により新たなサービスの創出等を目指す取組であること。
公共性	・宇都宮市の地域課題を的確に把握していること。 ・取組の内容が地域課題の解決に寄与することが見込まれること。
実行性	・KPI等の目標が設定されており、実証実験後の検証方法（検証項目、検証方法）が明確化されていること。 ・実証実験の推進体制、役割分担が整理されていること。 ・スケジュール、事業費等が取組内容に照らして現実的であること。
事業性	・事業化を見据えたビジョンが明確に設定され、実証実験から実装までの進め方（ロードマップ）が適切に設計されていること。 ・事業主体を含めた現実的かつ具体的なビジネスモデルが検討されていること。

※上記に加え、宇都宮市内に本社・本部機能がある企業・団体が実施体制に参画している場合は若干の加点を行う。

7 企画提案審査会

(1) 審査会の構成

公募に係る審査の実施を目的として、Uスマート推進協議会会長、副会長、民間代表で構成される企画提案審査会を設置します。

【企画提案審査会】

Uスマート推進協議会 会長 早稲田大学 教授 森本 章倫
" 副会長 宇都宮市 副市長 鎌田 秀一
東 智徳
" 民間代表 宇都宮大学 准教授 長田 哲平

※ 公募・審査期間中に審査会の委員に選定の陳情等を行った応募者は、選定対象から除外します。

(2) 一次審査（書類審査）の実施

企画提案書の内容に基づく書類審査を行います。企画提案書の内容について不明な点等がある場合、事務局から個別に確認させていただく場合がありますので、あらかじめ承知おきください。

なお、二次審査に関する案内は、一次審査通過者にのみ連絡します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）の実施

① 日時

令和4年5月12日（木）、16日（月）、18日（水）に実施します。具体的な日時については、4月末頃を目途に一次審査通過者に電子メール及び電話でご連絡いたします。

② 審査方法

企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の結果に基づき、審査します。プレゼンテーションは、オンライン方式で行います。提出いただいた企画提案書を画面共有しながら内容を説明いただき、その後に質疑応答を行います。

③ 実施方法、時間

- ・ 実施方法：オンライン方式（Zoomを使用予定）
- ・ 提案者側の出席者：特に制限は設けませんが、審査の円滑な運営の観点から、接続先を限定する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 時間：30分（説明15分、質疑応答15分）

(4) 結果の通知

二次審査終了後、各応募者に対して事務局から選定結果を電子メールにて通知します。また、採択された応募者には、交付金に係る内示額を併せて通知します。

なお、審査内容に関する質問にはお答えしかねますので、あらかじめご了承ください。

(5) 採択後の手続き

- ・ 採択後は、事務局とプロジェクトの進め方などについての調整や事業計画等の具体化を行った上で、協議会総会（令和4年7月頃の予定）において、協議会全体のプロジェクトの事業計画や収支予算について決定します。
- ・ 協議会内における構成団体間の連携促進等の観点から、各構成団体は他の構成団体が実施するプロジェクトに対して自由に共同実施の提案等を行うことができることとしています。他の構成団体から共同実施の申出があった場合には、共同実施の可能性について検討を行ってください。なお、必ずしも共同実施を義務付けるものではありませんので、具体的な申出の内容（役割分担や事業費負担などを含む。）に応じて個別に協議・判断してください。

8 その他の留意事項

(1) 公募関係

- ・ 企画提案及び企画提案書作成に要する全ての費用は、応募者の負担とします。
- ・ 企画提案書の内容に係る一切の情報について、事務局は、プロジェクトの選定を行

う企画提案審査会のみで利用するものとし、応募内容の秘密は厳守します。ただし、採択したプロジェクトに係る「企画提案書（概要版）」（様式第3号）については、原則、公表します。

- ・ 応募書類は、返却しません。
- ・ 応募書類の著作権は、応募者に帰属します。
- ・ 申請内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている方法等を使用した結果生じた責任は応募者が負います。
- ・ 協議会が提供する資料は、協議会に関する検討以外の目的で使用することはできません。

(2) プロジェクト関係

- ・ プロジェクトの実施については、原則、各プロジェクトの実施者が、事前準備、実証実験の実施、検証までを行うこととします。プロジェクト実施の際は、関係法令を順守し、事業の安全性を確保して実施してください。
- ・ プロジェクト実施者の責任で事業を実施するものとし、プロジェクト実施に関して発生した損害等についてはプロジェクト実施者が負担します。
- ・ プロジェクトの実施により得られたデータ・知見については、個人情報や競争的な領域に属するものを除き、協議会構成団体間で共有することを基本とします。プロジェクト実施者は、プロジェクト終了後に実施報告書を作成するほか、プロジェクトで取得するデータの一覧をプロジェクト開始前に作成し、共有可能な範囲などを示してください。詳細は、別途事務局から案内します。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、可能な限り広く市民や事業者に参加を呼び掛けるなど、市民や事業者が先進技術や新たなサービスに対する理解を深められる工夫を行ってください。

9 連絡先

Uスマート推進協議会事務局

(宇都宮市 総合政策部 スーパースマートシティ推進室内)

住 所：〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所5階

電 話：028-632-5114（平日8：30～17：15）

FAX：028-632-5422

メール：u-smart@city.utsunomiya.tochigi.jp